

## 第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

### 5.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見およびそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5-1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	
<p>(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p> <p>今後の手続きを進めるに当たっては、周辺の地域住民や農業者、漁業者等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p> <p>また、今後の手続きを進めるに当たっては、環境影響評価手続きにおける住民説明会のほか、周辺の地域住民や農業者、漁業者等に対して積極的な情報提供や説明に努め、可能な範囲で事業内容の理解を得るよう努めます。</p>
<p>(2) 効率の高い発電設備の導入等により、ごみ処理により生じる熱エネルギーの有効利用を図るとともに、浸水等の災害への対策を十分講ずることにより、地域における循環型社会の形成に資する施設整備となるよう検討すること。</p>	<p>一般廃棄物処理施設整備基本計画において、発電等による熱エネルギーの有効活用を検討し、ごみ処理により生じる熱エネルギーの有効利用を図るとともに、浸水等の災害への対策を十分講じたうえで、地域の防災拠点機能についても検討を行うなど、地域における循環型社会の形成に資する施設整備となるよう検討していきます。</p>
<p>(3) 焼却施設と併せて近傍にリサイクル施設や斎場が整備予定であることを踏まえ、これらによる複合的な影響を含めた調査、予測および評価について検討すること。</p>	<p>焼却施設と合わせて近傍に整備されるリサイクル施設および汚泥再生処理センター、ならびに隣接敷地に整備される斎場からの複合的な影響についても考慮し、適切に調査、予測および評価を行います。</p>
<p>(4) 本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況を踏まえ、方法書以降で適切に環境影響評価の項目を選定し、調査、予測および評価を行うこと。</p>	<p>本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況を踏まえ、方法書以降で適切に環境影響評価の項目を選定し、調査、予測および評価を行います。</p>
<p>(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないように留意します。</p>

知事意見	事業者の見解
2 個別的事項	
<p>(1) 大気環境</p> <p>今後の調査、予測および評価に当たっては、周辺の地勢を考慮するとともに、焼却するごみ質や採用する処理方式を考慮した上で排ガスの諸元を適切に設定し、その結果を踏まえて、本事業の実施による大気環境への影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>大気質に係る調査、予測および評価に当たっては、地形による風向・風速の変化を把握するため、上空風の連続観測(1年間)も行います。</p> <p>また、焼却するごみ質や今後設定する処理方式に基づきプラントメーカーのヒアリングを行い、影響を過少評価することがないように、排ガスの諸元を適切に設定します。その結果を踏まえて、大気質(煙突排ガス)の影響の詳細な予測を行い、本事業の実施による大気質への影響を回避または極力低減することを検討します。</p>
<p>(2) 水環境および生物環境</p> <p>事業実施想定区域の周辺は、希少生物が生息している可能性がある田園・水路が広がり、下流域にはアユの産卵保護水面が設定されているなど、豊かな生態系を有する地域である。本事業の実施に当たっては、事業実施想定区域の周辺およびその下流域への影響について、適切に調査、予測および評価を行い、水環境および生物環境への影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>水環境への影響については、水質(水の濁り)を環境影響評価項目として選定し、降雨時の濁水等による雨水放流先河川の水質に与える影響を調査、予測および評価します。その結果を踏まえ、沈砂池の設置等の適切な濁水対策を検討し、水環境および生物環境への影響を回避または極力低減することを検討します。</p> <p>なお、新施設から出る雨水以外の処理水等は、施設内利用または下水道放流する計画のため、水質汚染等の影響はありません。</p>
<p>(3) 景観</p> <p>事業想定実施区域は、長浜市景観まちづくり計画において、「農の営みを感じる景観まちづくり」を基本方針とする「田園・里山景観ゾーン」に該当し、また、周辺には「国道365号沿道景観形成重点区域」が存在する。本事業の実施により景観への影響が考えられることから、主要な眺望点からの景観だけでなく、より近傍からの景観や国道365号からの景観についても調査、予測および評価を行い、景観への影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>景観の調査、予測および評価にあたっては、長浜市景観まちづくり計画に留意し、主要な眺望点からの景観のほか、より近傍からの景観や国道365号からの景観についても対象として検討し、景観への影響を回避または極力低減することを検討します。</p>

## 5.2 長浜市長の意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの長浜市長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5-2 長浜市長の意見およびそれに対する事業者の見解

長浜市長意見	事業者の見解
<p>1．水及び大気環境に対する影響について 事業実施想定区域の周辺では、環境にこだわった農業が行われており、周辺の水及び大気環境への影響を最小限のものとするよう計画すること。</p>	<p>新施設から出る雨水以外の処理水等は、施設内利用または下水道放流する計画で水質汚染等の影響はありません。また、工事中の濁水等を防止するため、沈砂池等を設置し下流への影響を低減します。 大気質の影響については、最新の排ガス処理設備の導入を検討するとともに、焼却炉の適切な焼却管理を行うことにより環境保全目標値を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減します。</p>
<p>2．予測・評価の方法について 事業実施想定区域は、山で囲まれた場所であることを考慮して調査、予測および評価を行うこと。 また、事業実施想定区域内で別の施設も建設予定であることから、複合的な施設として、環境に対する影響を調査、予測および評価すること。</p>	<p>方法書以降では、事業実施想定区域周辺の地形も考慮した適切な調査、予測および評価を行います。 また、焼却施設と合わせて整備されるリサイクル施設、汚泥再生処理センターからの複合的な影響についても考慮し、適切に調査、予測および評価を行います。</p>
<p>3．熱エネルギーの有効活用について ごみ処理により発生する熱エネルギーを有効活用するよう計画すること。</p>	<p>一般廃棄物処理施設整備基本計画において、発電等による熱エネルギーの有効活用を検討します。</p>

## 5.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の5第1項の規定に基づき、配慮書について一般の環境の保全の見地から意見を求めたが、意見の提出はなかった。